

日本農林規格の制定・見直しの基準

令和 4 年 8 月 2 9 日

日本農林規格調査会決定

この基準は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）の規定により、本調査会が日本農林規格（以下「JAS」という。）の制定、確認、改正又は廃止について審議する際のガイドラインであり、本調査会がその内部規程として定めるものである。

財務大臣及び農林水産大臣が本調査会に JAS の制定、確認、改正又は廃止の付議を行った場合において、本調査会は、以下の基準により、付議された JAS の制定、確認、改正又は廃止の案（以下「JAS 案」という。）の妥当性を判断するものとする。

1 JAS の制定の基準

JAS の制定に当たっては、JAS 案が以下のいずれにも該当していることをもって、その妥当性を判断するものとする。

（1）次のいずれかに該当すること。（JAS 法の目的に適合していること）

- ア 農林物資の品質の改善が図られること。
- イ 農林物資の生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化が図られること。
- ウ 農林物資に関する取引の円滑化が図られること。
- エ 農林物資に関する一般消費者の合理的な選択の機会の拡大が図られること。

（2）次のいずれにも該当すること。（JAS として欠点がないこと）

- ア 特定者間のみで生産又は取引されることが想定されるものに係るものでないこと。
- イ 需要構造の変化等によってその利用が著しく縮小していないこと。
- ウ 規格化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいること。また、その規定内容が現在の知見から見て妥当な水準となっていること。
- エ JAS 案の内容と既存の JAS の内容との間で著しい重複又は矛盾がな

いこと。

オ J A S 案の内容と同等の国際規格が存在する場合又はその策定が見込まれる場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていること。

カ 対応する国際規格が存在しない場合、当該 J A S の制定が輸出入に及ぼす影響について、適切な考慮が行われていること。

キ J A S 案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得られると見込まれること。

ク J A S 案が海外規格その他他者の著作物を基礎としたものである場合、その著作権に関する著作権者との調整が行われていること。

ケ J A S 案について、利害関係者等との意見調整が図られていること。

コ 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていること。

サ 農林水産政策の目的に合致していると認められること。

2 J A S の見直しの基準

(1) J A S の改正の基準

J A S の改正に当たっては、1 の基準により、その妥当性を判断するものとする。

また、当該基準に適合しなくなるおそれのある J A S については、当該基準に適合するよう改正を行うものとする。

(2) J A S の廃止の基準

1 の基準に適合しなくなった J A S であって、改正が困難であるもの又は J A S 法の規定に基づく申出により制定又は改正された J A S であって、申出者による適正な維持管理が行われていないものについては、廃止を検討するものとする。

(3) J A S の確認の基準

改正又は廃止を行わない J A S については、確認するものとする。